

【障がい福祉サービス事業所・障がい者支援施設向け】

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う加算等の届出について

令和3年4月より障害福祉サービス等の報酬算定構造が変わります。

そのため、現在、下記1に該当する事業所においては、加算等の届出を行っていただく必要がありますので、関係書類の提出をお願いします。

なお、締切内にご提出いただかなかった場合は、令和3年4月以降のサービス提供分の報酬の支払いが遅れる可能性がありますので、必ずご提出ください。

1. 対象サービス

(1) 必ず加算等の届出が必要なサービス

就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援（基本報酬の算定方法が変更）
共同生活援助（夜間支援等体制加算を算定している事業所）

(2) 必要に応じて加算等の届出が必要なサービス

就労移行支援（基本報酬の算定の考え方が変更）

大幅な報酬改定があるサービス（抜粋）

介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書 添付書類一覧表

サービス種別		就労移行支援	就労移行支援（養成施設）	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	備考
付表17	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	●	●	●	●	●	●	●	
別紙1	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	●	●	●	●	●	●	●	
添付様式5	勤務形態一覧表			○	○		○	○	
①	就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書（就労移行支援サービス費（Ⅰ））	○							算定の考え方が変更
②	就労定着者の状況（就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書）	○							①の別添
③	就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書（就労移行支援サービス費（Ⅱ））		○						算定の考え方が変更
④	就労定着者の状況（就労移行支援（養成）に係る基本報酬の算定区分に関する届出書）		○						③の別添
⑤	就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書			●					算定方法が大幅に変更
⑥	就労継続支援A型事業所におけるスコア表（全体）			●					⑤の別添
⑦	就労移行支援体制加算（A型）			○					加算を算定している場合のみ
⑧	就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書				●				算定方法が大幅に変更
⑨	ピアサポーター等の配置に関する届出書				○				ピアサポーターの配置を行った場合のみ
⑩	就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書					●			算定方法が大幅に変更
⑪	就労継続者の状況（就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書）					●			⑩の別添
⑫	就労定着実績体制加算に関する届出書					○			加算を算定している場合のみ
⑬	ピアサポート体制加算に関する届出書						○		加算を算定する場合のみ（新規）
⑭	居住支援連携体制加算に関する届出書						○		加算を算定する場合のみ（新規）
⑮	夜間支援等体制加算届出書							○	加算を算定している場合のみ
⑯	共同生活援助の重度障がい者支援加算に係る届出書							○	加算を算定している場合のみ
⑰	医療的ケア対応支援加算に関する届出書							○	加算を算定する場合のみ（新規）
⑱	強度行動障がい者体験利用加算に係る届出書							○	加算を算定する場合のみ（新規）
⑲	医療連携体制加算（Ⅶ）に関する届出書							○	加算を算定している場合のみ
⑳	就労移行支援体制加算（B型）				○				加算を算定している場合のみ

※●については必ずご提出ください。○は加算を算定している場合に、必要に応じてご提出してください。

【障がい福祉サービス事業所・障がい者支援施設向け】

- (3) 令和3年4月より、新しい加算の算定を開始する場合又は加算が変更になる場合
全サービスが対象となります。

2. 提出締切日 **令和3年4月15日(木) <<必着>>**

3. 提出先及び提出書類

事業所の所在地	提出先
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、 那珂川市	筑紫保健福祉環境事務所 TEL:092-513-5626 816-0943 大野城市白木原3-5-25
古賀市、糟屋郡	粕屋保健福祉事務所 TEL:092-939-1592 811-2318 粕屋町戸原東1-7-26
糸島市	糸島保健福祉事務所 TEL:092-322-1449 819-1112 糸島市浦志2-3-1
中間市、宗像市、福津市、遠賀郡	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 遠賀分庁舎 TEL:093-201-4162 807-0046 水巻町吉田西2-17-7
直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、 鞍手郡、嘉穂郡	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 直方分庁舎 TEL:0949-23-3119 822-0025 直方市日吉町9-10
田川市、田川郡	田川保健福祉事務所 TEL:0947-42-9315 825-8577 田川市大字伊田3292-2
小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、 三井郡	北筑後保健福祉環境事務所 久留米分庁舎 TEL:0942-30-1072 839-0861 久留米市合川町1642-1
大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、 大川市、みやま市、八女郡、三潴郡	南筑後保健福祉環境事務所 八女分庁舎 TEL:0943-22-6971 834-0063 八女市本村25
行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	京築保健福祉環境事務所 TEL:0930-23-2970 824-0005 行橋市中央1-2-1

※北九州市、福岡市、久留米市内の事業所は各市の障がい福祉主管課にお問い合わせください。

提出書類
①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(付表17) ②介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(添付様式5または添付様式5-2) ④別紙様式(加算に合わせて提出) ※今回、改正された様式は①~⑯の仮番号となっています。 従来の加算については、そのまま使用してください。 ⑤その他添付書類

報酬改定等に伴い、厚生労働省より新たな様式が示されています。

福岡県ホームページに掲載していますので、各事業所でご確認の上、ダウンロードしてください。

【福岡県ホームページ掲載場所】

- ・ トップページ→テーマから探す→健康・福祉・子育て→障がい福祉→障がい福祉サービス事業所→
令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syougaikaitei.html>